

## 第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 3 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、3年とする。
- 4 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の内容の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、Aを変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめBなければならぬ。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号のCに合致するものでなければならない。

A	B	C
1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項 若しくは無線設備の設置場所	総務大臣に届け出	技術基準
2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項 若しくは無線設備の設置場所	総務大臣の許可を受け	無線局（放送局を除く。）の開設の 根本的基準
3 通信の相手方、通信事項若しくは 無線設備の設置場所	総務大臣に届け出	無線局（放送局を除く。）の開設の 根本的基準
4 通信の相手方、通信事項若しくは 無線設備の設置場所	総務大臣の許可を受け	技術基準

A-3 次の記述は、義務船舶局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、Aを使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、Bを送り、又は受け取ることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならないCは、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ④ ①から③までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 F 3 E 電波 1 5 6. 8 MHz	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
2 J 3 E 電波 2, 1 8 2 kHz	遭難通信	ナブテックス受信機
3 J 3 E 電波 2, 1 8 2 kHz	船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
4 F 3 E 電波 1 5 6. 8 MHz	船舶の航行に関する通信	ナブテックス受信機

A-4 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
  - (1) 免許証
  - (2) 写真1枚
  - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

A-5 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、Aは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、Bについては、この限りでない。
- ② ①の規定に違反して無線局を運用した者は、Cに処する。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	遭難通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
2 電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信及び安全通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
3 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
4 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信及び安全通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条の2まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局又は海岸局であって、F1B電波 A 及びF2B電波 156.525 MHz の指定を受けているものは常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。（注）  
注 ただし、船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないとき及び海岸局については、現に通信を行っている場合は、この限りでない。以下同じ。
- ② 船舶局であって、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により B を備えるものは、F1B電波 424 kHz の電波を受けることができる場合は、その聴守については、F1B電波 424 kHz で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、その周波数で聴守をしなければならない。
- ③ F3E電波 156.8 MHz の指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局を除く。）は、その船舶の C 聽守するものとする。

A	B	C
1 2,187.5 kHz	デジタル選択呼出専用受信機	航行中常時、その周波数をできる限り
2 2,174.5 kHz	デジタル選択呼出専用受信機	航行中常時、その周波数を
3 2,174.5 kHz	ナブテックス受信機	航行中常時、その周波数を
4 2,187.5 kHz	ナブテックス受信機	航行中常時、その周波数をできる限り

A-7 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2、第23条、第26条、第31条、第14条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとする。
- 2 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の語を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、混信を与えない程度に空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代りに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-8 緊急通信は、どのような場合に、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第54条及び第66条）及び無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うために必要最小のものでなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は捜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（遭難通信のことをいう。）を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

A-10 次の記述は、安全信号等を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、その通信が A その安全通信を受信しなければならない。
- ② 海岸局又は船舶局において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2第3項に規定する方法により行われた通信（デジタル選択呼出装置を使用して行う安全通信のことをいう。）を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、 B を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局の責任者又は C に通知しなければならない。

- A
- 1 自局に関係のないことを確認するまで
  - 2 自局に関係のないことを確認するまで
  - 3 終了するまで
  - 4 終了するまで

- B
- これに混信を与える一切の通信  
すべての通信  
これに混信を与える一切の通信  
すべての通信

- C
- 船舶の責任者  
船舶局の責任者  
船舶局の責任者  
船舶の責任者

A-11 次の呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 安全呼出し又は安全通報の送信
- 2 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 3 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 4 G1B電波406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信

A-12 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が免許人に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に A の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が同法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が同法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の A の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 C ことができる。

	A	B	C
1	電波の発射	電波を試験的に発射させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
2	無線局の運用	電波の質の測定結果を報告させ	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
3	無線局の運用	電波を試験的に発射させ	免許人に対し、文書で報告を求める
4	電波の発射	電波の質の測定結果を報告させ	免許人に対し、文書で報告を求める

A-13 次の記述は、無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額（注4）を国に納めなければならない。  
注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。  
2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。  
3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。  
4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、 B することができる。

	A	B
1	30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2	30日	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
3	6箇月	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4	6箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

A-14 次に掲げる書類のうち、義務船舶局（国際航海に従事する船舶の船舶局を除く。）に備え付けておかなければならぬ書類に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局の局名録
- 2 海岸局の局名録
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

A-15 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が □A□ にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報とは、地上の無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使った □B□ 又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- ③ MF帯、HF帯及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、□C□ 直ちに中止し、それに続く遭難通信に備える。

A	B	C
1 重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	遭難通信に混信を生じさせるおそれがあるいかなる送信も
2 危険	直接印刷電信	遭難通信に混信を生じさせるおそれがあるいかなる送信も
3 重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	すべての周波数の電波によるいかなる送信も
4 危険	デジタル選択呼出し	すべての周波数の電波によるいかなる送信も

B-1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) □ア□
- (5) □イ□ 及び空中線電力 (6) 希望する □ウ□
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び □エ□ (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

(9) その船舶に関する次の事項

- Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ Ⓔ Ⓕ Ⓖ Ⓗ Ⓘ Ⓙ
- Ⓐ 信号符号 Ⓑ 旅客船であるときは、旅客定員  
Ⓑ 國際航海に従事する船舶であるときは、その旨  
Ⓒ その他電波法第6条第3項に定める事項

- |             |             |                      |
|-------------|-------------|----------------------|
| 1 無線設備の常置場所 | 2 無線設備の設置場所 | 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 |
| 4 電波の型式、周波数 | 5 運用許容時間    | 6 運用義務時間 7 工事着手の予定期日 |
| 8 工事落成の予定期日 | 9 船舶の運行者    | 10 船舶の所有者            |

B-2 次の無線設備の操作（注1）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注1 アマチュア無線局の無線設備の操作及び多重無線設備の技術操作を除く。以下同じ。

- ア 国際電気通信業務の通信を行うインマルサット船舶地球局の無線設備の操作  
イ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作  
ウ 漁業用の海岸局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）  
エ 漁船（注2）の船舶局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）  
注2 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下オにおいて同じ。  
オ 漁船の船舶局の空中線電力250ワット以下のモールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

B-3 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために、運用の停止を命ずることができる。
- ウ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- エ 船舶局相互間の通信において、呼出しを受けた船舶局は、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、呼出しをした船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の□アによって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信しなければならない。
  - (1) □イ 3回
  - (2) こちらは 1回
  - (3) 自局の呼出名称 3回
- ② 更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「□ウ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「□ウ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、□エを超えてはならない。
- ③ ①及び②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、□オを確かめなければならない。

1 周波数	2 周波数及びその他必要と認める周波数	3 ただいま試験中	4 各局
5 本日は晴天なり	6 試験電波発射中	7 20秒間	8 10秒間
9 他の無線局から停止の要求がないかどうか	10 他の無線局の通信に混信を与えないこと		

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに記載しなければならない事項に該当しないものを2として解答せよ。

- ア 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- イ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- ウ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- エ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- オ 通信のたびごとに、次の事項
  - ① 通信の開始及び終了の時刻 ② 相手局の識別信号 ③ 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
  - ④ 相手局から通知を受けた事項の概要